

第 4069 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 8月26日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 特別償却

Q：特別償却とはどういう制度ですか？

A：政策上の制度で、固定資産の取得価額を早期に費用化させ、設備投資を促進させようとするものです。

【解説】

特別償却は、減価償却と同様に固定資産の取得価額を損金に算入する手法ですが、減価償却は適正な期間損益計算をするためのものであるのに対し、特別償却は設備投資を促進させるという政策上の目的をもって行われる税制上の恩典というところに違いがあります。

特別償却は、固定資産の取得価額を通常の減価償却とは別枠で損金算入を認めるものから、早期に取得価額が費用化できるようになっています。

会計上の特別償却の処理は、通常の減価償却費とは区分して、次のように処理することとなっています。

借方	貸方
繰越利益剰余金×××／特別償却準備金×××	繰越利益剰余金×××
(純資産の部)	(純資産の部)

これに対して、税務では、損金経理が要件になっていますので、原則として、次のように処理をしますが、会計上の処理をして、別表で減算調整することも認められています。

借方	貸方
特別減価償却費×××／固定資産×××	特別減価償却費×××
(損益の部)	(資産の部)

